

改正案

**(手数料)**

第十条 審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第二十三條の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、別表に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、法第三十六條第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同條第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

2 前項の場合において、別表中欄の調停又は仲裁を求め事項の額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。

**3) (削る)**

令第六條の規定により調停を求め事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額の差額に相当する額を納めなければならない。

現行

**(手数料の額及び納付方法)**

第十条 審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第二十三條の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、別表に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、法第三十六條第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同條第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

2 前項の場合において、別表中欄の調停又は仲裁を求め事項の額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。

**3) 手数料は、広島県収入証紙をもつて納付しなければならない。**

令第六條の規定により調停を求め事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額の差額に相当する額を納めなければならない。